

〔研究ノート〕

高齢社会における社会福祉士による成年後見活動 ー補助類型の受任案件からー

合田 盛人[†]

— 目 次 —

1. はじめにー日本の高齢化の状況ー
2. 高齢社会を支える制度
3. 社会福祉士による成年後見活動
4. おわりに

キーワード：高齢社会、社会福祉士、成年後見活動

1. はじめにー日本の高齢化の状況ー

(1) 高齢化の現状と将来推計

日本の総人口は、内閣府の『高齢社会白書（2011）〔平成23年版〕』によれば、2010年10月1日現在、1億2,806万人で、そのうち65歳以上の高齢者人口は過去最高の2,958万人（前年2,901万人）となった。65歳以上を男女別にみると、男性は1,264万人、女性は1,693万人で、総人口に占める65歳以上人口の割合（高齢化率）は23.1%である。65～74歳人口（前期高齢者）は1,528万人、総人口に占める割合は11.9%で、75歳以上人口（後期高齢者）は1,430万人、総人口に占める割合は11.

* 本稿は、2011年12月に開催された「韓南大学校 四国学院大学 日韓学術セミナー2011『多様化する社会と福祉の挑戦』」（会場 四国学院大学）において発表した「高齢社会における社会福祉士による成年後見活動」を加筆修正したものである。

† GOUDA, Morihito 四国学院大学社会福祉学部准教授

2%である。

今後、総人口が減少するなかで、高齢化率は漸次上昇すると予測されており、いわゆる「団塊の世代」1947（昭和22）～1949（昭和24）年に生まれた人が65歳となる2015年には、高齢者人口は3,000万人を超え、その後も増加すると予測され、2042年以降は高齢者人口が減少に転じるが、総人口の減少により高齢化率は上昇するとされている。2055年には高齢化率は40.5%に達し、2.5人に1人が65歳以上であり、75歳以上人口が総人口の26.5%となり4人に1人が75歳以上ということになる。このとき、高齢者1人を支える生産年齢人口（15～64歳）数は、1.3人ということである。

日本の高齢者人口は、1950年には総人口の5%未満であったものが、1970年に7%を超え、国連の報告書において「高齢化社会」と定義された水準に達した⁽¹⁾。さらに、1994年には14%を超え、「高齢社会」と称された。現在では、23%を超え、5人に1人以上が高齢者、10人に1人以上が75歳以上人口となっており、本格的な高齢社会を迎えている。

（2）高齢者を取り巻くさまざまな問題

先進国の高齢化率をみると、日本は2005年に最も高い水準となり、また、高齢化率が7%から14%に達するまでの所要年数が24年であり、フランス115年、スウェーデン85年、ドイツ40年に対して、世界に類を見ない速度で進行していることが分かる。このように、日本は世界のどの国も経験したことがない高齢化の速度で高齢社会を迎えている。この急速な変化は、社会保障費の増大、高齢者単身世帯の増加と社会的孤立、要介護者等の増加とそれを担う介護力不足など、さまざまな問題となって現れてきている。ちなみに、東アジア諸国の高齢化は、日本を上回る速度となることが予測されている。高齢化率が7%から14%に達するまでの所要年数の予測が、中国で25年、韓国で18年とされている⁽²⁾。

さきの『高齢社会白書（2011）〔平成23年版〕』によると、65歳以上の介護保険制度による要介護認定者数は2008年度末で452.4万人であり、2001年度末から164.7万人増加し、第1号被保険者の16.0%を占めている。ことに、75歳以上の要介護認定者数は、75歳以上の被保険者のうちの21.6%を占めており、高齢者の要介護数は急激に増加しており、その上75歳以上になると要介護状態等区分も重くなっ

ている。さらに、高齢者の生活や財産を脅かす問題として、全国の消費者生活センターに寄せられる契約当事者が70歳以上の相談件数は、2004年以降10万件を超えている現状である。また、振り込み詐欺（オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺及び還付金等詐欺の総称）のうち、特に高齢者の被害が多いオレオレ詐欺における認知件数は2010年が4,418件で、2009年より44.5%増加している。オレオレ詐欺における警察官等を装いキャッシュカードを直接受け取る手口でATMからの引出（窃取）額は約19億円であった。この額を加えた振り込み詐欺の実質的な被害総額は100億円を超えている。2010年中の振り込み詐欺の被害者分析では、65歳以上の割合が6割を超え、オレオレ詐欺の被害者に限定すると約8割（77.2%）となっていることが報告されている。

2. 高齢社会を支える制度

(1) 介護保険制度

高齢社会では、要介護高齢者の発生率が上昇し、要介護度の重い人が増加しており、これまで高齢者の介護を担ってきた家族における介護負担を大きくすることとなっている。しかし、それに反して家族の介護力は、核家族化、同居率低下、女性の社会進出、非婚化による家族の介護機能の低下など、大幅に低下している。しかしそれでも、高齢者の介護は家族に依存しているのが現状であり、高齢者が高齢者を介護するという老老介護、認知症高齢者が認知症高齢者を介護するという認認介護、さらには家族介護のための退職、転職、休職が企業や社会全体にも損失を与えることなどが社会問題となってきた。そこで、従来の制度（老人福祉法と老人保健法）の問題も踏まえ、要介護者等の「尊厳の保持」をし、「自立した日常生活」を送ることができるように、国民の「共同連帯の理念」に基づいた介護保険制度を設け、「国民の保健医療の向上および福祉の増進」を図ることを目的（介護保険法第1条）として、1997年12月介護保険法が制定され、2000年4月から介護保険制度が実施された。2008年4月からは改正介護保険制度が段階的实施され、現在再度改正がされようとしている。

ところが、介護保険制度は、1945年以降日本で長く続いていた福祉の基礎構造、つまり行政機関が福祉サービス内容を決定し利用者⁽⁴⁾に与える措置制度から利用契

約制度へと転換した社会福祉基礎構造改革への先鞭であったため、高齢者は介護保険サービスを利用するために契約行為が必要となった。契約は、原則本人が締結するもので、契約の際には甲乙双方の不利益を避けるためにも、本人には契約内容が理解できる判断能力があることが前提となってくる。しかし、介護保険サービスを利用しようとする高齢者は必ずしも契約を結べる判断能力を有しているとは限らない。むしろ、認知症等のため判断能力が衰えているために、契約が結べずに必要な介護保険サービスが受けられないケースも危惧が予想された。さらに、介護保険制度の財源構成では、原則サービス提供を受けた利用者也利用料の1割を自己負担することとしており、利用者には、契約内容が理解できる判断能力とあわせて、利用料を支払うことから生活費をやりくりしていく金銭管理ができる能力も必要となっている。

高齢者介護研究会報告書「痴呆性（ママ）高齢者ケアについて」（『2015年の高齢者介護～高齢者の尊厳を支えるケアの確立に向けて～』所収）によると、要介護（要支援）認定者（第1号被保険者）における痴呆性高齢者の将来推計で、「何らかの介護・支援を必要とする痴呆がある高齢者」（痴呆性老人自立度Ⅱ以上）は、2002年に約150万人で、2015年までにおよそ100万人増えて250万人となり、2025年には323万人になるとしている。この「痴呆性老人自立度Ⅱ」とは、「痴呆性老人の日常生活自立度判定基準」の活用について（1993年10月26日老健第135号厚生省老人保健福祉局長通知）によると、「痴呆性老人自立度Ⅱ⁽⁵⁾a」の症状・行動例として「なれない場所で道に迷うとか、買物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスがめだつ等」、「痴呆性老人自立度Ⅱ⁽⁶⁾b」の症状・行動例として「服薬管理ができない、電話の応対や訪問客との応対など一人で留守番ができない等」となっており、契約内容が理解できる判断能力、金銭管理能力があるかどうかに疑義がある状態と考えられる。

このような高齢者が不利益をこうむらないように、権利擁護のシステムがスタートし整えられつつある。その1つが次で述べる成年後見制度である。

（2）成年後見制度

1999年12月、「民法の一部を改正する法律」、「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」、「任意後見契約に関する法律」、「後見

登記等に関する法律」の4法が成立し、2000年4月1日から新しい成年後見制度が、介護保険制度と同時に施行された。この2つの制度は高齢社会を支える車の両輪ともいわれている。新しい成年後見制度は、従来、民法が定めていた「禁治産」および「準禁治産」のいくつかの問題点（本人の保護よりも家産を保護の意味合いが強い、産を治めることを禁じるという語感からくる心理的抵抗や社会的偏見がある、宣告後に戸籍に記載される、判断能力の鑑定手続きと費用がかかる、軽度の者への非対応など）を修正し、自己決定の尊重や残存能力の活用、ノーマライゼーションなどの新しい理念を導入した。

具体的には、現に判断能力が不十分な者に対応する「法定後見制度」と「任意後見制度」を創設した。「法定後見制度」では、従来の「禁治産」を「後見」へ「準禁治産」を「保佐」へとそれぞれ名称変更し、軽度の者を対象とする「補助」類型を新設した。「任意後見制度」は、現在、判断能力を有している者が、将来、判断能力が不十分になった場合に備えて、生活、療養看護および財産の管理に関する法律行為の代理権を付与する任意後見人となる者をあらかじめ選んでおくものである。従来の戸籍への記載は廃止され、家庭裁判所からの嘱託を受けた登記所(東京法務局)が、所定の事項を登記ファイルに登録し、必要に応じてその内容を登記事項証明書として発行する後見登記制度が導入された。後見審判の開始については、家庭裁判所へ本人、配偶者、親族等が申立てすることとなり、身寄りのない高齢者等の場合や必要性があっても親族が申立てを拒否する場合などは、住所を有する市町村長が申立てを行うことができるようになった。申立てを受けた家庭裁判所は、本人の心身状態や財産状況を考慮して、成年後見人等を選任する。選任された成年後見人等が行う職務は、本人（成年被後見人）の不動産や動産などの財産を本人の立場となって管理する「財産管理事務」と福祉サービスや施設入所などの契約や治療入院等の医療契約や住居の確保に関する契約など生活または療養看護にかかわる「身上監護事務」とがあり、この「財産管理事務」と「身上監護事務」に法的権限（代理権、同意権、取消権）が与えられる。必要に応じて複数の成年後見人等を選任することや法人が選任されることも可能となった。親族が後見事務を行えない場合や行うことが本人の権利擁護とならない場合、第三者としての成年後見人等が選任されるが、このときいわゆる専門職後見として、社会福祉士、弁護士、司法書士等が選任されることがある。この社会福祉士

が行う成年後見活動の実際について、今回考察するところである。⁽⁷⁾

最高裁判所事務総局家庭局公表の「成年後見関係事件の概況」によれば、成年後見関係事件の申立件数については、2010年1月から12月までで30,079件である。2000年4月から2001年3月までは9,007件であったことから、成年後見制度の利用が着実に増えていることが分かる。とくに、成年後見人等と本人の関係について、親族以外の第三者が成年後見人等に選任されたのは、2010年1月から12月までが、全体の約41.1%である。2000年4月から2001年3月までが、約10%であったことから、第三者による後見事務とくに専門職後見が親族後見に迫る勢いで増えていることが分かる。

現在、親族による後見事務について、その不正事件が問題となっており、最高裁判所提案の「後見制度支援信託」導入に関する協議において、最高裁判所が日本弁護士連合会等へ説明した親族後見人による不祥事に関する状況では、

「実情調査の結果によれば、親族後見人等による不正事案は10か月間（2010年6月～2011年3月）に182件、被害総額が約18億3,000万円であり、1年間に換算すると、218件程度の不正が報告され、その被害総額は約22億円になる計算である。したがって、毎月18件程度の不正が発覚し、2億円近い被害が判明していることになり、一日あたりの被害額は約600万円ということになる」（傍点、合田）。

それに対して、日本弁護士連合会では、「最高裁判所提案の『後見制度支援信託』導入の条件及び親族後見人の不祥事防止策についての意見書」（2011年10月18日付）で、

「親族後見人による不祥事防止策としては、まずは、専門職後見人・後見監督人の活用が図られるべきである。成年後見制度は、本人の自己決定の尊重・権利擁護のため、財産管理・身上監護を行う制度である。これに対して、本件制度（後見制度支援信託）は、単に信託財産部分の保全を図る制度である。しかし、成年後見制度は財産保全のためだけの制度ではなく、本人の快適な生活実現などのために財産を有効に活用し、身上監護・本人の権利擁護を図る制度であることの制度趣旨を実現する上で、専門職の活用が必要である。専門職を後見人・後見監督人として選任するほか、親族との複数後見の活用も積極的に推進すべきである」（傍点、合田）。

と、さらなる専門職後見人の活用を意見している。このようなことから、社会福祉士、弁護士、司法書士等による専門職後見が今後ますます重要であると考えられる。

3. 社会福祉士による成年後見活動

(1) 社団法人日本社会福祉士会「権利擁護センターぱあとなあ」

ここで、社団法人日本社会福祉士会「権利擁護センターぱあとなあ」について、取り組んできた経緯と意義および現状を社団法人日本社会福祉士会（以下「日本社会福祉士会」）の執筆による「社会福祉士と成年後見活動」を参考に以下その概要をまとめる。⁽⁸⁾

日本社会福祉士会は、社会福祉士の倫理綱領の前文において「われわれ社会福祉士は、すべての人が人間としての尊厳を有し、価値ある存在であり、平等であることを深く認識する。われわれは、平和を擁護し、人権と社会正義の原理に則り、サービス利用者本位の質の高い福祉サービスの開発と提供に努めることによって社会福祉の推進とサービス利用者の自己実現をめざす専門職である」ことを明言している。さらに、日本社会福祉士会は、専門職能団体としての目的を、「社会福祉士の倫理を確立し、専門的技能を研鑽し、社会福祉士の資質と社会的地位の向上に努めるとともに、社会福祉の援助を必要とする人々の生活と権利の擁護及び社会福祉士の増進に寄与する」こととしている。2000年4月から施行された成年後見制度に対して、援助を必要とする人の生活と権利を擁護するという社会福祉士および日本社会福祉士会に与えられたミッションを具体化し、身上監護を担う社会福祉士の成年後見活動の体制を整備することによって社会的後見の一翼を担うため、日本社会福祉士会は、1999年10月に「成年後見センターぱあとなあ」を設置した。その事業内容としては、①成年後見人等の養成および高度な質の維持・向上のための研修、②成年後見人等の名簿登録、③成年後見人等の紹介、④成年後見人等への支援、⑤権利擁護および成年後見制度に関する調査、研究および普及活動を行うことである。その後、2003年4月に現在の「権利擁護センターぱあとなあ」（以下：「ぱあとなあ」）に名称変更した。都道府県ぱあとなあの整備も急速に進み、2005年には全国47都道府県に設置された。

成年後見に関する「ばあとなあ」の事業の概況としては、次のとおりである。組織面の整備では、都道府県ばあとなあが全国47都道府県すべてに設置され、成年後見利用相談や成年後見人等の受任に組織的対応が可能となっている。人材の面では、「ばあとなあ」名簿登録者は、2008年4月で約2,700人を超えている。実績の面では、成年後見人等の受任・任意後見の契約は年々急激な増加傾向が続いている。『日本社会福祉士会ニュース』No.156（2012年1月）によれば、会員からの2011年8月提出のばあとなあ活動報告で、法定後見・監督人の受任および任意後見の契約件数の合計は9,060件で、前年の2010年8月に比べて1,766件の増加となっている。そのうち法定後見は、8,642件で受任等の全件数の95%を占めている。類型別では、後見が6,508件(72%)、保佐が1,553件(17%)、補助が581件(6%)となっている。意思能力が不十分な理由は、認知症によるものが48%、知的障害によるものが29%、精神障害によるものが15%となっており、割合は前回、前々回の報告とほとんど変化がない。任意後見は、356件で受任等の全件数の4%となっている。監督人は、62件で受任等の全件数の1%となっている。

2000年4月成年後見制度がスタートしてからの累計件数は、全体で11,865件、終了・辞任件数は2,804件(合計受任件数の約24%)であった。現在活動中の受任者は合計で3,145人、1件の受任が1,380人(44%)、2件の受任が721人(23%)であり、合わせて67%となっている。一方5件～9件の受任が317人(10%)、10件以上の受任が138人(4%)、合わせて14%となっている。

ちなみに、都道府県社会福祉士会による法人後見受任状況として、2011年8月度に法人後見を実施した都道府県社会福祉士会は、前回の調査と同様に9法人（9都道府県）であった。

2008年8月の各会員による報告書を参考として、社会福祉士の後見活動の特徴としては、次のとおりである。第一の特徴に、社会福祉士がこれまでに法定後見を受任し現在活動中である件数のうち市町村長申立てによるものが約30%を占めている。市町村長申立案件とは、前述のとおり本人に身寄りがいないか、あっても疎遠であるとか、虐待等の問題があるなどの理由により親族申立てが望めない場合になされるものであり、こうした案件では福祉ニーズが高く、その結果として社会福祉士への委任となっているといえる。第二の特徴に、判断能力が不十分な原因が、認知症45%、知的障害32%、精神障害16%となっており、障害者の比率

が高いことである。

ここ数年、高齢者虐待防止法の施行、改正介護保険法による地域支援事業、障害者自立支援法による地域生活支援事業の創出等、高齢者・障害者の権利擁護に関する法制度の整備が進められている。いずれの法においても成年後見制度の利用促進に関する事項が盛り込まれている。こうしたことを反映し、身上監護を軸とする社会福祉士の後見受任は急増している。これからの「ばあとなあ」における課題として、受任体制の整備と受任者支援の強化が求められている。具体的には、成年後見人候補者の確保と育成、都道府県ばあとなあとの役割分担、質の高い後見活動を担保するための報告書等のチェックシステム等の強化、法人後見実施体制の整備である。

(2) 補助類型受任案件

次に前述の「ばあとなあ」への名簿登録を通して、執筆者（合田）が受任した案件について以下概要と活動上の留意点を述べる（なお、本受任案件に対する倫理的配慮として、AおよびAの夫へ事前に説明を行い、匿名および事例の本質を損なわない範囲で加筆修正することを条件に、提供することについて書面にて承諾を得ている）。

a) 概要

被補助人：A 75歳 アルツハイマー型認知症 要介護1

申立人：Aの夫（以下「夫」） 80歳 内臓疾患治療中

申立動機：これまでAの財産管理は夫が行ってきたが、夫が入院した際にAの財産管理と身上監護について代理人をつけることをAの担当ケアマネジャーに勧められた。夫は退院後、地域包括支援センターに相談し、適切な親族後見が見当たらないため、専門職後見を希望することで申立をした。

審判確定：20●●年●月●日 補助類型

代理行為：預貯金管理、定期的な支出の諸手続き、保険金の受領、介護・福祉・医療に関する契約等

家族関係：夫と2人暮らし 子どもは無し

住 居：夫名義の持ち家

主な収入：老齢基礎年金 預貯金あり

福祉サービスの利用状況：デイサービスが2回/週、デイケアが2回/週

b) これまでの成年後見活動経過

- ① Aの所管家庭裁判所から「ばあとなあ」へ補助人の推薦依頼がある。「ばあとなあ」が執筆者（合田、以下「補助人」）を家庭裁判所へ推薦した。その後家庭裁判所は補助開始の審判申立事件および代理権付与申立事件を相当と認め、補助の開始、補助人の選任、補助人に代理権の付与を審判した。
- ② 補助人は受任依頼後、地域包括支援センターの社会福祉士とA宅を訪問する。補助人が自己紹介し、Aと夫から現状を確認する。Aの「夫が元気なうちは夫に金銭管理をしてもらいたい」という要望を聞く。これから家庭裁判所に提出する事務報告書、財産目録、収支予定表の作成に取り掛かることを伝える。1ヶ月後、作成書類を家庭裁判所に提出した。
- ③ 補助人と担当ケアマネジャーがA宅を訪問する。今後のことも考えて、通帳等の管理を含め金銭管理を補助人へ任せてはどうかと、夫とケアマネジャーからのすすめに、Aが同意した。預かり開始となる（銀行の貸金庫を利用）。今後は、担当ケアマネジャーから毎月Aへケアプランを提示し同意を得る際に補助人も同席し、補助人による署名押印をする。また、6か月に一回の担当者会議にも補助人は同席する。
- ④ 補助人は法務局にて「登記事項証明書」を収受し、Aが利用する数カ所の金融機関へ行き、補助人業務の取り交わしをする。
- ⑤ A利用中のデイケアへ行き、Aのデイケアでの様子を担当者から聴取する。以前、夫が入院時に、デイケア併設の病棟にAは入院したが、終始不穏であったとのことなども聞く。補助人とデイケア担当者でデイケア利用料の支払い手順について検討する。
- ⑥ 再度、夫が入院した時のことを、A、夫、担当ケアマネジャーとで検討を継続していく。
- ⑦ Aの医療機関への受診は、夫が同行しており、その際の交通費や医療費支払いは、夫が立替えている。その立替分を1ヶ月をめどに清算し、補助人

がAの普通預金から払戻しをし、A宅訪問時に、夫へ支払っている。

⑧夫が自身の死亡時の遺産について心配しており、補助人へ相談があった。

遺言公正証書の作成や地元で相談に乗ってもらえる行政書士などの情報を提供した。

⑨Aおよび夫に承諾を得た上で、都道府県ぱあとなあが開催している「成年後見受任者研修」にてAの案件を発表し、案件を検討した際にそれまでの活動とこれからの活動についてグループ・スーパービジョンを受けた。

⑩受任以前になされたAの認知症高齢者グループホームへの入居申込みに関することについて、該当グループホームへ連絡し、補助人が選任されたこと、今後の連絡先について確認した。

この受任案件において、補助人が留意している点は、Aとの面接は電話ではなく、必ず訪問によって行うこと、訪問の際はできるだけ担当ケアマネジャーと同席の訪問となるように調整し、Aと夫を中心に連携が取れるようにしていること、Aへの聞き取りによる情報収集は単に質問形式とはせずに回想法などを用いること、夫との面接では、夫の話を傾聴し老老介護の精神的負担に十分に共感し受容することで介護負担の軽減を図りながら、Aの近況などの情報を収集し、必要あれば社会資源の情報提供を行うことなどである。

また、法律行為や判断に迷う事案については、都道府県ぱあとなあのメンバーに助言を求めたり、または都道府県ぱあとなあの成年後見受任者研修にて案件検討を行ったり、司法書士等から助言を受けるなど、グループ・スーパービジョン等のバックアップ機能やネットワークを活用している。つまり、家庭裁判所による補助開始の審判によって付与された代理権（代理行為目録記載の行為）の事務を、補助人としてただ遂行するということだけではなく、社会福祉士としての専門性を活かした成年後見活動を行うということである。

4. おわりに

社会福祉士に求められる成年後見活動について、田中（2009）は、①成年後見の申立実績のある市町村（岐阜県内8市町村）のうち社会福祉士有資格者が対応している市町村、②成年後見の申立実績のある施設（岐阜県内32施設）のうち社会福祉士有資格者が対応している施設、③社会福祉団体を対象にヒアリング調査を行い、その調査結果から、社会福祉士が成年後見の活動をするために必要なことを、①利用者主体であるという成年後見の倫理、②社会福祉援助技術、③法律知識⁽¹⁰⁾などであると述べている。

家庭裁判所より選任された成年後見人等が行う職務は、本人（成年被後見人等）の不動産や動産などの財産を本人の立場となって管理する財産管理事務と福祉サービスや施設入所などの契約や治療入院等の医療契約や住居の確保に関する契約など生活または療養看護にかかわる身上監護事務であることは前述したとおりである。言いかえれば財産管理事務と身上監護事務によって、本人（成年被後見人等）の生活全体をコーディネートすることであるといえる。これらのことから、社会福祉士による成年後見活動とは、本人の判断能力が不十分であったとしても、その人がその人らしく生活し続けられるように、専門職としての必須というべき倫理綱領、「社会福祉士の倫理綱領」、「社会福祉士の行動規範」に謳われた倫理・価値を確固たるものとして、関連法の知識を深め、研鑽を重ねたる援助技術を駆使して成年後見人等が行う職務を執行することであろう。

また、成年後見人等には、職務遂行上の基本的な活動指針として民法858条（成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない）により本人意思尊重義務と身上配慮義務が課せられることが明示されている。すなわち、財産管理事務と身上監護事務の遂行には、この本人意思尊重義務と身上配慮義務が遵守され、なおかつ「利用者の客観的福祉をめざす身上配慮義務と利用者の主観的福祉の実現をめざす本人意思尊重義務という、2つの相反するベクトルをもっている行動指針のバランスを図りつつ、具体的な職務方針を決定していく⁽¹¹⁾」ことが求められる。つまり、社会福祉士の成年後見活動には、「社会福祉士の倫理綱領」、「社会福祉士の行動規範」、

専門的知識、援助技術をもって、この本人意思尊重義務と身上配慮義務の遵守と調和を果たすことも求められているのではないだろうか。

今回の考察は、高齢者社会を背景に1件の補助類型の成年後見活動と若干の先行研究によるものであった。障害者といった他の分野での考察がなされていない。また、他の専門職後見との比較検討も行っていない。そのため確固たる論証を構築することはできていない。今後は、弁護士および司法書士による成年後見活動とそれぞれの専門職を成立させる倫理やサンクションについても追究し、本人意思尊重義務・身上配慮義務との関係を顕然とする必要があると考える。

参考文献

- ・ 柿本誠『ソーシャルワーカーのための権利擁護と成年後見制度』みらい、2010年。
- ・ 権利擁護研究会『ソーシャルワークと権利擁護―“契約”時代の利用者支援を考える』中央法規、2001年。
- ・ 高齢者介護研究会報告書「痴呆性高齢者ケアについて」『2015年の高齢者介護～高齢者の尊厳を支えるケアの確立に向けて～』（<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/kentou/15kourei/3c.html> 2012.2.9）。
- ・ 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況－平成12年4月～平成13年3月」（http://www.courts.go.jp/about/siryo/siryo_saiban_seinen01.html 2012.2.9）。
- ・ 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況－平成22年1月から12月」（<http://www.courts.go.jp/about/siryo/pdf/seinen11.pdf> 2012.2.9）。
- ・ 社団法人成年後見センター・リーガルサポート『改訂新版 老後の財産管理 制度の上手な利用法』創元社、2010年。
- ・ 鵜浦直子「ソーシャルワークの機能強化に向けた後見人等との連携・協働に関する研究－成年後見制度を活用したソーシャルワーク実践の分析から－」『社会福祉学』第51巻、第4号、2011年、31－42頁。
- ・ 社団法人日本社会福祉士会編『改訂 成年後見事務マニュアル―基礎からわかるQ & A』中央法規、2011年。
- ・ 社団法人日本社会福祉士会倫理委員会編『社団法人日本社会福祉士会の倫理綱領解説書』社団法人日本社会福祉士会、2006年。

- ・内閣府『平成23年度版 高齢社会白書』2011年。
- ・西尾祐吾・清水隆則編著『社会福祉実践とアドボカシー ―利用者の権利擁護のために―』中央法規、2001年。
- ・「日本弁護士連合会ホームページ」最高裁判所提案の〈後見制度支援信託〉導入の条件及び親族後見人の不祥事防止策についての意見書 (http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2011/111018_3.html 2012.2.9)。

注

- (1) 1956年国連経済社会理事会報告にて高齢化率7%以上を「高齢化した (aged)」と表現した (JICA「国際的援助動向」<http://gwweb.jica.go.jp/> 2012.2.9)。
- (2) 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集 (2010) 表2-18 主要国の65歳以上人口割合別の到達年次とその倍加年数」(http://www.ipss.go.jp/syoushika/tohkei/Popular/P_Detail 2010. 2012.2.9)。
- (3) 介護保険法第9条にて、市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者を「第1号被保険者」、40歳以上65歳未満の医療保険加入者を「第2号被保険者」とされている。
- (4) 福祉サービスの利用に関する使用の場合には、行政がその権限としてサービス利用の決定を行うことを意味する。
- (5) 判断基準としては、「日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる」の症状が家庭外で見られる。
- (6) 判断基準としては、(上掲)の症状が家庭内で見られる。
- (7) 本稿では、成年後見人等が職務として行う財産管理事務と身上監護事務を「後見事務」とし、その「後見事務」を包含して専門職および専門職団体が行う成年後見に関する活動を「成年後見活動」としている。
- (8) 社団法人日本社会福祉士会編『権利擁護と成年後見実践～社会福祉士のための成年後見入門～』民事法研究会、2010年、43-65頁。
- (9) アメリカの精神科医ロバート・バトラーが1960年代に創始した高齢者に対する心理療法で、高齢者の人生経験や思い出を傾聴の姿勢にて働きかけることで、心理的安定や記憶力の改善を図ろうとする方法。
- (10) 田中和代「社会福祉士に求められる成年後見の内容」『人間福祉学会誌』第9巻第1号、2009

年、73-78頁。そこで、ヒアリング調査から「重要とするところは、本人の意思を尊重し財産を本人のために使えるようサポートする、などの成年後見の倫理に関すること」、「本人の話を聞いたり家族との調整のためにコミュニケーションを求める声が多く、そのために援助技術を求めている」る、「倫理の重要性を認識したうえで技術・知識を活用する必要がある」、「裁判所への提出書類を書く技能や、法律の知識（民法、消費者基本法など）が求められている」などの結果を延べている。

(11) 上山泰『専門職後見人と身上監護』民事法研究会、2008年、81頁。